

退勤ニ付兼セシタル朝ハ終業迄公辦儀ト雖ムルコト
支給スルコト

不慮終業時並ニ前園裡制ニ付兼セシタル親合ハ日給一分ノ一ヲ
注請付終業ノ親合ニハ常勤給ヲ給當スルコト

四 退勤手當ヲ備安スルコト 退勤手當ノ二分ノ一
妻帯者 四割圓 遺棄者 五割圓

三 補園減賃ニ付備へ置リ備安スルコト
(ロ) 一ノ給以上ハ一ノ日ニ限リ給ス給ニ日給四分

(下) 退勤一ノ日未滿ハ日給ノ五分
二 退勤手當ニ準給シテ備へ置リ給五スルコト

一 今回ノ退勤手當ニ對シ難シ
要 求

夫ハ六日未滿ニ交時ハ未幾シタル手ノセリ
ハ其限由マ申渡ニ備置シタル手升退者ハ其要求マ手取シテナラズ

七 今回ノ要求ニ對シ犧牲者ヲ出サザルコト

返 答

一、承認シ難シ

二、應ジ難シ

但シ今回ノ解雇者ニ對シテハ左ノ通り支給セリ

(イ) 勤続一ケ年未滿ハ日給四十日分

(ロ) 勤続二ケ年未滿ハ日給五十日分

(ハ) 勤続二ケ年以上ハ一ケ月ヲ増ス毎二日給二日分ヲ加算ス

(ニ) 右ノ外特ニ豫告手當日給十四日分ヲ加算ス

三、承認シ難シ

四、(イ) 任意退職手當ハ承認シ難シ

(ロ) 病氣老衰等ノ爲メ職ニ堪ヘザルニ至リ退職スル者ニ就テハ
從來ノ通り支給シ尙老年退職者ニハ手當制定ノ審議中ナル

ヲ以テ遠カラズ確定スベシ